豊かな春の作品展　募集要項

１．応募資格

公民館の利用団体、または、春日部市内に在住・在勤・在学の者。

２．応募作品

（1）『藤の花』が含まれる作品、もしくは『春』がテーマの作品で、公民館での展示が可能なものとします。

（2）団体で作品を出品する場合は、1団体で1枚のパネルボード（縦120cm×横180cm）または、1個の長机（テーブル面：横180cm×奥行44cm）に収まる範囲での展示となります。

（3）個人で作品を出品する場合は、1人につき2点まで受け付けます。作品の大きさについて、平面作品は縦100cm×横100cm以内、立体の作品は縦100cm×横100cm×奥行40cm以内で、展示上不安定な作品は不可とします。（額装の作品は額の大きさを含みます。）

（4）作品は公序良俗に反しないものとします。

（5）作品は創作に限り、著作権・肖像権に注意し、問題が生じた場合は出品者の責任において処理するものとします。

３．作品の展示

（1）作品は、5月15日（土）から6月6日（日）までの期間に、豊春地区公民館または豊春第二公民館のロビーに展示します。展示スペースの都合上、館内のロビー以外の場所に展示する場合があります。

（2）展示中の作品の写真・作品名を公民館ブログや公民館だよりに掲載し、紹介する場合があります。

（3）展示中の作品は、来館者が写真撮影できるものとします。

（4）作品には、申込用紙に記入の①作品名と②団体名（団体として掲示の場合のみ）、③作者名（雅号・ペンネーム等）を共に掲示します。

（5）作品の搬入及び搬出の経費は、出品者の負担とします。

（6）出品物は努めて保護しますが、正常な管理状態のもとにおいて生じた事故（損傷・紛失・盗難等）による損傷については、その責めは負わないものとします。

４．申込

（1）5月2日（日）17：00までに、豊春地区公民館または豊春第二公民館まで、参加申込書を提出してください。参加申込書のコピーを控えとしてお渡しします。

（2）作品1点につき、1枚の参加申込書を提出してください。

５．搬入

（1）5月12日（水）から14日（金）の9：00～17：00までに、豊春地区公民館または豊春第二公民館まで、作品と参加申込書のコピー（申し込みの際にお渡しする控え）を直接お持ちください。

（2）この期間での作品の搬入が難しい場合は、豊春地区公民館まで御相談ください。

６．搬出

（1）作品の搬出は、6月8日（火）から6月13日（日）までに、展示している公民館まで、受け取りに行ってください。

（2）この期間での作品の搬出が難しい場合は、豊春地区公民館まで御相談ください。

７.問い合わせ先

　春日部市 豊春地区公民館　電話048-754-0942

